

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣 山本 有二

- 一 保安林の所在場所 島根県出雲市東林木町字東山七五〇、字大谷一九八一、一九八二の二、一九八五、一九八六、一九九六、一九九七の二、二〇一五、二〇一九
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

○農林水産省告示第千八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣 山本 有二

- 一 保安林の所在場所 島根県江津市桜江町江尾五六四の一から五六四の一三まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町江尾五六四の一・五六四の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五六四の一・二

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣 山本 有二

- 一 解除に係る保安林の所在場所 島根県益田市木部町イ一八八〇の一〇
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣 山本 有二

- 一 解除に係る保安林の所在場所 滋賀県蒲生郡童王町大字小口字口山田一〇一一の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇一一の六
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣 山本 有二

- 一 解除に係る保安林の所在場所 滋賀県蒲生郡童王町大字岡屋字仁位殿二九〇三の四、三一一の四、三一一の五、字堀ヶ谷二九〇七の三、
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

○国土交通省告示第千号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条第三項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

- 自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示
- 自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。本則中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 Child損害保険株式会社

附則

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第一項及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

- 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示
- 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表二の項中、「花巻交通圏」、「石巻市」及び「いわき市」を削り、同表五の項中「尾張西部交通圏」を削り、

「東濃西部交通圏」を削る。

「東濃西部交通圏」	平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日まで
「伊豆交通圏」	平成二十八年十月一日から平成三十年九月三十日まで

改め、同表七の項中、「尾道市」を削り、「防府市」及び「岩国交通圏」を「及び「防府市」」に改め、同表九の項中、「川薩交通圏」を削る。

附則

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。